

千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

環境生活部環境政策課

1 改正理由

港湾法等の一部を改正する法律（令和7年法律第25号）の施行（令和7年10月1日施行）により、港湾法（昭和25年法律第218号）の条項ずれが発生したことに伴い、当該条項を引用している千葉県環境影響評価条例施行規則の規定の整備を行ったものである。

2 改正内容

千葉県環境影響評価条例施行規則第76条の表第20条の項中の「第3条の3第3項」を「第3条の3第5項」に改めた。

3 施行期日

令和7年11月28日